



® 平成 29 年 9 月 4 日 (月)
No. 14521 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ホームページ <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

審決取消請求事件

(発明の名称を「給与計算方法及び給与計算プログラム」とする
特出願の審決取消訴訟) [上] (全2回)

—平成28年(行ケ)第10220号、平成29年7月4日判決言渡—

事案の概要

原告は、発明の名称を「給与計算方法及び給与計算プログラム」とする特許出願(特願2014-217202号)をしたが、平成27年11月4日付で拒絶査定を受け、これに対し審判を請求したところ、特許庁は、平成28年8月16日、審判請求不成立の審決をした。

本件は、この審決の取消しを求める審決取消請求事件である。

審決は、後記のとおり、本願発明と引用発明の相違点を相違点1～相違点5として認定した上で、いずれの相違点も当業者が容易に想到できるとした。



伊東国際特許事務所

会長
副会長
所長代理
所長代理
意匠部長

*弁理士
伊東 樹一
東田 村山
吉藤 横山
渡辺 川崎
杉山 村
小岩 鈴木
岡部 本
岡崎 本
酒井 井
森田 谷
佐々木 定
タイフント
柳 光昭

彦秋 樹一
忠千 直淳
直淳 雅弘
公真 子
美隆 行
恵公 志
義尚 亮
展浩 弘
木定 雄
タイフント
柳 光昭

所長
副所長
所長代理
所長代理

◎弁理士
伊石 宮本
岩坂 中
青木 本
遠野 藤
加佐 藤
成中 嶋
板東 毛
佐藤 雄
石加 藤

◎弁理士
伊石 宮本
岩坂 中
青木 本
遠野 藤
加佐 藤
成中 嶋
板東 毛
佐藤 雄
石加 藤

重治 修博
樹弘 礼
敬一 泰
可智 志
清宏 史
彰二 明
雄友 規
滝 誠
隆 治
夫 隆

上級副所長
副所長
所長代理
所長代理

*弁理士
大加 新
古松 本
田永 坂
寺谷 本
茂野 山
谷坪 井
川畑 畑
稲山 口
山 子
金堀 村
島北 北
村 口

介夫 論
進隆 寛
正晃 郎
猛均 子
恵 瞳
直央 樹
洋樹 平
綾正 子
紀大 樹
昭則 昭

IPUSA PLLC 米国特許弁護士 ハーマンパリス 米国特許弁護士 有馬 佑輔 米国特許弁護士 ロナルドスナイダー
〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内 MY PLAZA (明治安田生命ビル) 16階
TEL 03(5223)6011(代表) FAX 03(5223)7121~2(国内部) 03(5223)7123~5(外国部) E-Mail: itohpat@itohpat.co.jp URL <http://www.itohpat.co.jp>

審決取消訴訟での争点は、①引用発明の認定の誤り、②相違点1及び2に係る容易想到性の判断の誤り、③相違点3の認定及び容易想到性の判断の誤り、④相違点5に係る容易想到性の判断の誤りである。

裁判所は、④の争点について審理・判断をし、審決は相違点5に係る容易想到性の判断を誤ったとして、審決を取り消した。

理由は、相違点5に係る容易想到性の判断の前提として審決が認定した周知技術を基礎付ける証拠がないこと(周知技術の認定誤り)、及び本願発明の課題を示唆するものがないこと(動機付けの不存在)の2点である。

なお、本件は、クラウドコンピューティングを用いた発明に関する事案である。進歩性を否定するために必要とされる周知技術も、発明の課題も、伝統的な「技術」とは離れてきており、給与計算の際に考慮される事項(ビジネスの方法)にかかわる内容のものとなっていることが窺われる。

クラウドコンピューティングは、数年前から、新しい技術分野を開拓する基礎的技術として注目されていたものである。最近では、人工知能(AI)や、モノのインターネット(IoT)が、次世代の技術革新を担う基礎的技術として注目されている。新しい技術が現れてからそれが裁判事件になるまでにはタイムラグがある。人工知能(AI)にかかわる技術についての紛争が裁判事件となるのも、時間の問題と思われる。

本件訂正発明

本件で問題となった請求項1に係る発明(本願発明)は、次のとおりである。

【請求項1】企業にクラウドコンピューティングによる給与計算を提供するための給与計算方法であつて、／サーバが、前記企業の給与規定を含む企業情報及び前記企業の各従業員に関連する従業員情報を記録しておき、／前記サーバが、前記企業情報及び前記従業員情報を用いて、該当月の各従業員の給与計算を行い、／前記サーバが、前記給与計算の計算結果の少なくとも一部を、前記計算結果の確定ボタンとともに前記企業の経理担当者端末のウェブブラウザ上に表示させ、／前記確定ボタンがクリック又はタップされると、前記サーバが、前記クリック又はタップのみに基づいて該当月の各従業員の前記計算結果を確定させ、／前記従業員情報は、各従業員が入力を行うためのウェブページを各従業員の従業員端末のウェブブラウザ上に表示させて入力された、給与計算を変動させる従業員入力情報を含むことを特徴とする給与計算方法。」

引用発明等

問題となった引用発明及び周知例は、次のとおりである。

- ① 引用例：特開2009-26060号公報
- ② 周知例1：特開2002-304592号公報
- ③ 周知例2：特開2010-20535号公報

本願の明細書の記載(抜粋)

【技術分野】

【0001】

本発明は、給与計算方法及び給与計算プログラムに関し、より詳細には、企業にクラウドコンピューティングによる給与計算を提供するための給与計算方法及び給与計算プログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

従業員を雇用する企業は、毎月、給与額・各種税金に関する複雑な計算を行い、給与明細を作成して、各従業員に配布している。また、当該企業を所管する税務署に対しては、所得税徴収高計算書の提出を行っている。毎月の給与計算等のほか、従業員に対する源泉徴収票の発行、年金事務所に対する各種届出等も一年を通じて発生し、従業員を雇用することで発生する事務作業は少なくない。